平成２３年（フ）第８４号
山口県柳井市古開作1151番地17
債務者　大田　二惠
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８８号
山口県岩国市由宇町798番地
債務者　髙本　幸男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８９号
山口県岩国市由宇町798番地
債務者　髙本　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９５号
山口県岩国市通津3741番地２　共立ハイツ201
債務者　堀田ヒロコ
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９６号
山口県岩国市由宇町南５丁目１番23号　山本コーポ
債務者　中村　一哲
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５７５号
熊本市上代１丁目15番２号
債務者　西本眞由美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５８７号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田289番地４
債務者　小川　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２７号
青森市合浦２丁目５番６号　合浦パークハイツ101号
債務者　成田　郁子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
青森市大字三本木字川崎88番地３
債務者　石川　良太
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
長崎県島原市宇土町乙974番地６
債務者　増田　大三
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目56番地６　ＴＯＰ衣笠第５―604
債務者　井上　利香（旧姓竹野）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６０号
神奈川県横須賀市三春町５丁目20番地　白銀荘103
債務者　西田　利道
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６４号
神奈川県横須賀市根岸町２丁目23番１号　グリーンハイツ101
債務者　楠　　博昭
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１４号
松江市東持田町205番地77、住民票上の住所　岡山県倉敷市日吉町376番地６
債務者　小畑　幸夫
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２９号
島根県雲南市木次町木次407番地
債務者　飯塚佐登子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８２号
青森県弘前市大字中野１丁目６番地18　ワンルームコーポササキ２号
債務者　下山　和子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１２６号
福岡県嘉麻市上743番地２
債務者　田中　利恵
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部